

本文書は、欧州連合（EU）の2012年12月31日官報L361/89に掲載された「単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する適用翻訳言語の取決めに関する2012年12月17日理事会規則（EU）No 1260/2012」を和訳したものです。

本文書は、参照用のための仮訳であり、最終的な内容の確認、照会はその[原文](#)において行われるようお願いいたします。本仮訳が原文と相違する場合は、全て原文が優先します。JETROは、本仮訳を利用したことによるいかなる損害に対しても、責任を負いません。

2012年12月31日 EU 官報 L 361/89

(日本語仮訳)

単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する適用翻訳言語の取決めに  
する

2012年12月17日

理事会規則 (EU) No 1260/2012

欧州連合理事会は、

欧州連合の機能に関する条約、特にその第118条第2段落後段に配慮して、

単一特許保護の創設の領域における強化された協力を承認する2011年3月10日理事会決定2011/167/EU<sup>1</sup>に配慮して、

欧州委員会の提案に配慮して、

加盟国の議会に法律案を送付した後、

欧州議会の意見に配慮し、

特別立法手続に従って行動し、

以下を踏まえて、本規則を採択した。

- (1) 決定2011/167/EUにより、ベルギー、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、フランス、キプロス、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、スロヴァキア、フィンランド、スウェーデン及び連合王国（以下、総称して「参加加盟国」という）は、単一特許保護の創設の領域において参加加盟国間で強化された協力を構築することを承認された。
- (2) 単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する2012年12月17日

---

<sup>1</sup> OJ L 76, 22.3.2011, p.53.

欧州議会及び理事会規則（EU）No 1257/2012<sup>2</sup>において、1991年12月17日及び2000年11月29日に改正された1973年10月5日欧州特許の付与に関する条約（以下、「EPC」）の規定及び手続きに基づき欧州特許庁（以下、「EPO」）が付与した一定の欧州特許は、特許権者の請求により、参加加盟国において単一的効力を享受できなければならない。

- (3) 参加加盟国において単一的効力を享受する欧州特許（以下、「欧州単一効特許」という）に係る翻訳言語の取決めは、欧州連合の機能に関する条約（TFEU）第118条第2段落の規定に従って、独立した規則により策定されるべきである。
- (4) 決定2011/167/EUに従って、欧州単一効特許の翻訳言語に関する取決めは、単純かつ費用効果的でなければならない。また、理事会で幅広い支持を得た2010年11月に議長国から提案された妥協案と組み合わせられた、2010年6月30日に委員会から示された欧州連合特許の翻訳言語の取決めに関する理事会規則案に定められている規定と調和するべきである。
- (5) かかる翻訳言語に関する取決めは、法的安定性の確保、技術革新の促進、及び、特に中小企業の利益への貢献を実現するべきである。また、欧州単一効特許及び特許制度全体をより簡単に、低コストで法律上安全に利用できるようにするべきである。
- (6) 欧州特許を付与する責任はEPOにあることから、欧州単一効特許の翻訳言語の取決めは、EPOの現行の手続きに基づき定められるべきである。かかる取決めは、訴訟手続きの費用及び技術的情報の入手可能性の観点から、事業者の利益と公益との間の必要なバランスの実現を目指すべきである。
- (7) 翻訳言語に関する取決めを害することなく、欧州単一効特許の明細書がEPC第14条（6）の規定に従って公開された場合には、更なる翻訳は求められないものとする。EPC第14条（6）は、欧州特許の明細書は手続言語で公開され、EPOの他の2の公式言語によるクレームの翻訳文を含むものとするとして定めている。
- (8) 欧州単一効特許に関する紛争が生じた場合、被疑侵害者の請求により、特許権者が、侵害が行われたとされる参加加盟国又は被疑侵害者が住所を有する加盟国のいずれかの公式言語による当該特許の完全な翻訳文を提供すべきことは、正当な要件である。また、特許権者は、欧州単一効特許に係る紛争に関して参加加盟国において管轄権を有する裁判所の請求により、当該裁判所の手続きにおいて使用されている言語による当該特許の完全な翻訳文を提供することを求められるものとする。かか

---

<sup>2</sup> この官報の1ページ参照

る翻訳は、自動翻訳により行われるべきではなく、特許権者の費用負担により提供されるものとする。

- (9) 損害賠償請求に関する紛争が発生した場合、当該紛争を審理する裁判所は、被疑侵害者が、その母国語による翻訳文が提供される前の時点において、誠実に行動し、かつ、当該特許を侵害していることを知らなかった又は知ることのできる合理的な根拠がなかった可能性があることを考慮しなければならない。管轄裁判所は、個々の事案の事情を評価すると共に、特に、被疑侵害者が地方レベルでのみ事業を行っている中小企業であるかということ、EPOにおける手続言語、及び移行期間中においては単一的効力の請求と共に提出された翻訳文を考慮すべきである。
- (10) 特に中小企業による欧州単一効特許の利用を促進するために、出願人が、欧州連合のいずれの公式言語によっても EPO に特許出願を提出できるようにするべきである。補足的な措置として、EPO の公式言語ではない欧州連合の公式言語の一つで欧州特許出願を提出し、かつ、加盟国に居所又は主たる営業所を有する欧州単一効特許を取得した一定の出願人は、現在 EPO で定められている範囲を超えて、当該特許の言語から EPO における手続言語に翻訳した費用の償還を追加的に受けるべきである。かかる償還は、規則 (EU) No 1257/2012 第 9 条の規定にしたがって、EPO により管理される。
- (11) 特許情報の入手可能性及び技術知識の普及を促進するためには、特許出願及び明細書を欧州連合のすべての公式言語に機械翻訳できるサービスを可及的速やかに利用可能にするべきである。現在 EPO が開発中である機械翻訳は、特許情報へのアクセスの改善及び技術情報の幅広い普及を図る上で非常に重要なツールである。欧州特許出願及び明細書を欧州連合のすべての公式言語に翻訳する高品質な機械翻訳を適時に利用できることは、欧州特許制度のすべての利用者の利益に資するだろう。機械翻訳は、欧州連合の政策の重要な特徴である。しかしながら、かかる機械翻訳は情報提供としての役割のみを果たすべきであり、いかなる法的効力も持つべきではない。
- (12) 移行期間中、欧州連合のすべての公式言語に翻訳する高品質機械翻訳システムが利用可能になるまでは、規則 (EU) No 1257/2012 に定める単一的効力の請求には、EPO における手続の言語がフランス語若しくはドイツ語である場合には英語、又は EPO における手続の言語が英語である場合には欧州連合の公式言語である加盟国の公式言語による、当該特許の明細書の完全な翻訳文を添付しなければならない。これらの取決めは、移行期間中、すべての欧州単一効特許は、国際的な技術研究及び出版物の分野において通常使用されている言語である英語で入手可能になることを確保する。さらに、かかる取決めにより、欧州単一効特許に関して、翻訳文が

参加加盟国の他の公式言語により公開されることが確保される。これらの翻訳は、自動翻訳により行われるべきではなく、その高品質な翻訳は、EPOの開発している翻訳エンジンの向上に貢献するべきである。また、特許情報の普及を強化するべきである。

- (13) 欧州連合のすべての公式言語への高品質機械翻訳が利用可能になり次第、移行期間は終了するものとする。ただし、欧州特許機構の枠組みの中で参加加盟国により設立され、かつ、EPOの代表者及び欧州特許制度の利用者から構成される独立した専門委員会により、定期的に客観的な評価が実施されるものとする。技術的發展の状況から、高品質機械翻訳の開発に要する期間が最長12年を超えるとは考えられない。したがって、より早期に終了することが決定された場合を除き、移行期間は本規則の適用日から12年で失効する。
- (14) 欧州単一効特許に適用される実質的規則が規則(EU) No 1257/2012に準拠し、かつ、本規則に定める翻訳言語に関する取決めにより完成されていることから、本規則は規則(EU) No 1257/2012と同じ日から適用される。
- (15) 本規則は、TFEU第342条の規定に従って定められた欧州連合の機関の言語を規定する規則及び欧州経済共同体が使用する言語を決定する1958年4月15日理事会規則第1<sup>3</sup>を害さないものとする。本規則は、EPOの言語制度に基づいており、欧州連合の特別な言語制度を創設するもの又は将来欧州連合で作成される法的文書において限定的な言語制度を採用するための先例を創設するものとみなされるべきではない。
- (16) 本規則の目的、すなわち、欧州単一効特許のための統一された簡素な制度の創設は、加盟国によっては十分に実現することができず、本規則の規模及び効力を理由に、連合レベルでよりうまく実現できるので、欧州連合は、適切な場合には強化された協力により、欧州連合条約第5条に定める補完性の原則に従って、措置を講じることができる。また、同条に定める比例性の原則により、本規則はかかる目的を実現するために必要な範囲を超えないものとする。

## 第1条

### 主題

本規則は、適用翻訳言語の取決めに関し、理事会の決定2011/167/EUによって承認された

---

<sup>3</sup> OJ 17, 6.10.1958, p. 385/58

単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する。

## 第2条

### 定義

本規則の目的のために、以下の定義が適用される:

- (a) 「欧州単一効特許」は、規則(EU) No 1257/2012 の効力によって参加加盟国の領域において単一効の恩恵を受ける欧州特許を意味する;
- (b) 「手続言語」は、1991年12月17日及び2000年11月29日に改正された1973年10月5日の欧州特許付与に関する条約(以下、「EPC」という)第14条(3)に定義されるEPOに対する手続における言語を意味する。

## 第3条

### 欧州単一効特許の翻訳言語の取決め

1. 本規則の第4条及び第6条の適用を妨げることなく、単一効の恩恵を受ける欧州特許の明細書がEPC第14条(6)に従って公開された場合、更なる翻訳は要求されない。
2. 規則(EU) No 1257/2012 第9条に規定される単一効力の請求は、手続言語で提出される。

## 第4条

### 紛争事件における翻訳

1. 欧州単一効特許に関連する紛争事件において、被疑侵害者の請求と選択により、特許権者は、被疑侵害が生じた参加加盟国または被疑侵害者が居住する参加加盟国の公用語への欧州単一効特許の完全な翻訳を提供する。
2. 欧州単一効特許に関連する紛争事件において、参加加盟国の管轄裁判所の請求により、特許権者は、法的手続において裁判所の手続言語への特許の完全な翻訳を提供する。
3. 第1項及び第2項に規定される翻訳の費用は、特許権者によって負担される。
4. 損害賠償請求に関連する紛争事件において、紛争を審理する裁判所は、特に被疑侵害者が中小企業、自然人又は非営利機関、大学又は公設研究機関である場合、被疑侵害者が第1項で規定される翻訳が提供される前に、特許を侵害していることを知らずに、または、知ることによって合理的な根拠が存在せずに行動していたかどうかを評価し、考慮に入れる。

## 第5条

### 補償手順の管理

1. EPC第14条(2)のもとで欧州特許出願があらゆる言語で出願可能であるとの事実に基づき、規則(EU) No 1257/2012 第9条に従い、参加加盟国は、EPC第143条の意味において、欧州

特許庁の公式言語ではないEUの公式言語の1つによって欧州特許庁に特許出願をした出願人に対して、上限までの範囲で全ての翻訳費用を補償する補償手順の管理の業務を欧州特許庁に対して与える。

2. 第1項に規定される補償手順は、規則(EU) No 1257/2012 第11条に規定される料金を通じて拠出され、加盟国に居所又は主たる事業所を有する中小企業、自然人又は非営利機関、大学又は公設研究機関にのみ利用可能である。

## 第6条

### 移行措置

1. 本規則の適用日に開始する移行期間において、規則(EU) No 1257/2012 第9条に規定される単一効力の請求は、次のものとともに提出される:

(a) 手続言語がフランス語またはドイツ語であるとき、欧州特許の明細書の英語への完全な翻訳;

(b) 手続言語が英語であるとき、欧州特許の明細書の任意のEUの公式言語への完全な翻訳。

2. 規則 1257/2012 第9条に従い、参加加盟国は、EPC 第143条の意味において、規則(EU) No 1257/2012 第9条に規定される単一効力の請求が提出された日のあと可及的速やかに、第1項に規定される翻訳を公開する任務を欧州特許庁に対して与える。当該翻訳の文書は法的効果を有さず、情報目的のみのためである。

3. 本規則の適用日から起算して6年目から2年ごとに、欧州特許庁によって開発される、特許出願及び明細書のすべてのEUの公式言語への高品質機械翻訳の利用可能性の客観的評価が、独立した専門委員会によって実施される。当該専門委員会は欧州特許機構の組織の参加加盟国によって設立され、欧州特許庁の代表者と、EPC 第30条(3)に従ってオブザーバーとして欧州特許機構の管理理事会によって招聘された欧州特許制度の利用者を代表する非政府機関とによって構成される。

4. 第3項に規定される最初の評価、及びその後の2年ごとの後続評価に基づいて、欧州委員会は理事会に対して報告書を提出し、必要な場合には、移行期間を終了する提案をする。

5. 欧州委員会の提案に基づいて移行期間が終了しないとき、本規則の適用日から12年で移行期間は失効する。

## 第7条 発効

1. 本規則はEUの官報における公表日から20日目に発効する。

2. 本規則は2014年1月1日、又は統一特許裁判所に関する協定の発効の日のいずれか遅い日から適用される。

本規則は、条約に従い、参加加盟国において全体として拘束力を有するとともに直接適用される。

2012年12月17日、ブリュッセルにて、

欧州理事会

議長

**S. ALETRARIS**